

方針決定過程への女性参画の推進～女性の活躍にこだわって～

岩永 幸三 (佐賀県健康福祉部男女参画・こども局 男女参画・女性の活躍推進課長)

先日、初代会長の山下史眞子さんの記事(佐賀新聞に掲載)を拝見しました。

創設のきっかけは、スイスのILO(国際労働機関)を視察された際に「(日本の)女性の政治的地位は低い。あなたたちが政策決定の場に立候補するか、女性立候補の支援をすべき」と言われたことだと伺いました。

その想いが「女性参画研究会・さが」の定款に「佐賀県民に対して、政治参画意識を高める啓発活動、政策・方針決定過程への女性の進出支援に関する事業を行い、県民の男女平等の視点に立った意識改革と社会システムの構築に貢献することを目的とする。」と具体化されていると思います。

第4次佐賀県男女共同参画基本計画(2016-2020)では、重点目標に「政策・方針決定過程への女性の参画の推進」を掲げています。その実現に向けた数値目標は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」との国の目標を念頭に置き、「市町の審議会等における女性委員の割合の平均」が30%以上になることです。

審議会等における女性委員の比率ですが、県は42.7%(平成28年度末)と平成24年度以降40%を上回っております。一方、市町(平成29年4月1日現在)は佐賀市の43.4%をトップに9市町が30%以上になっていますが、平均では26.7%という状況にあります。

県としても、庁内では審議会等の女性委員が少ない部署との個別協議制度で男女参画・女性の活躍推進課がかなり強い姿勢で取り組んでいます。また、30%未満の市町への働きかけも川久保男女参画・こども局長を先頭に頑張っています。

政策・方針決定過程への女性の進出のため、情報提供など皆さまのご協力をお願いいたします。

私事ですが、両親は共働きで、2人の祖母に育てられ小学生の時に祖母から「男のくせに台所でなんぼしょんね」と言われたことをはっきりと記憶しております。家庭科で料理を教わり関心を持った時期です。正直なと



ころ、育児・家事は専業主婦である妻任せです。一方で、理由はないのですが(無意識のうちに)学生時代、日本国憲法のゼミに所属し、男女雇用機会均等法案を勉強して発表したこともあります。県庁の仕事プラスワンでは、ある難病の子どもたちとその家族(特に母親)の支援活動を行うNPO法人の事務局長として20年ほど取り組んでおり、この活動方針決定過程に女性の関与は欠かせません。女性役員はノーベル生理学・医学賞を受賞された山中伸弥京都大学iPS細胞研究所長の講演会実現、職員はジャパン・コスメティックセンターの会員企業さんとの取引にこぎつけました。定款に掲げる目的の実現のために、これからも方針決定過程への女性参画の推進、女性の活躍にこだわって行きたいと思っています。

そして、いよいよ政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案の再提出に向けての動きが出ています。前回提出された法律案には、国や地方自治体は、「政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする」「政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする」と書かれていました。

これから「女性参画研究会・さが」の役割が益々重要になってくると思っています。主役は皆さまです。「現場」と「プロセス」を重視する山口県政、「女性参画研究会・さが」と協働して取組ができることを願っております。

公開講演会(平成29年度アバンセ県民グループ企画支援事業)報告

演題

ミャンマーの現状から学ぶ日本の課題 ～人身取引被害者自立支援プロジェクト報告

講師 甲木 京子 さん
(元佐賀県立男女共同参画センター事業部長)

日時 2017年9月16日 14:00～16:00

場所 佐賀市立図書館 2階大集会室



平成29年度のアバンセ県民グループ企画支援事業としての助成を受け、公開講演会を実施しました。

講師は2012年6月から2016年6月までの4年間、ミャンマーで JICA 専門家として人身取引被害者自立支援プロジェクトのチーフアドバイザーを務めた甲木京子さん。甲木さんは元アバンセ男女共同参画事業部長で、佐賀県内の事情にも通じておられます。

台風が接近中で、開催が危ぶまれる中、50人を超える皆さんが、約2時間にわたって熱心に講演に聞き入り、質問の手を挙げられました。丁度、ロヒンギャ(ミャンマーのラカイン州に住む人々)問題がマスコミでも大きく取り上げられ、アウン・サン・スー・チーさんの対応が注目を集めていたことから、現地に滞在して国民の意識を肌で感じてきた甲木さんの「ミャンマー国内では、ロヒンギャという言葉が発するのがはばかられるほど(デリケートな問題)で、解決は非常に難しい。だからこそスー・チーさんに、そのカリスマ性で解決して欲しい」という言葉が重く響きました。

講演の中では、人口の10分の1が海外で働かざるを得ないミャンマー国内の厳しい経済状況や、弱い立場の移住労働者が売春などの組織犯罪に巻き込まれていく現状が語られました。

また、なぜ日本がG7の中で唯一「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書(パレルモ議定書)2000年」を締結していないのか、その歴史や背景についても解説されました。2017年版の米務省人身取引監視対策部による「人身取引報告書」によると日本政府は人身取引撲滅のための最低基準を十分に満たしていないが満たすべく著しく努力している。また、前年の報告書対象期間中と比べ、取り組みを強化していること等により、第2階層となったそうです。ちなみに第1階層は取組の在り方が国際基準を充たしている国、第2階層は課題へ

の取組を表明しているが未だ国際基準を充たしていない国です。

日本が第2階層となった具体的な理由は、「外国人技能実習制度を含むアジア人労働者における強制労働、ナイトクラブや売春などで外国人女性を働かせる強制労働、援助交際や『JKビジネス』などの慣行、国際結婚などで生まれた少女の性ビジネスへの関与などが問題視された」ことなどによります。国際社会において日本の人身取引対策が十分でないとみられていることが理解できました。

参加者の中には16歳の高校1年生の女子生徒の姿もあり「マレーシアに友人がおり、母に講演会が開催されることを教えてもらい参加しました。これまで経済発展や欧米の国に気を取られてきましたが、東南アジアにも目を向けないといけないと思いました。」と感想を述べられました。若い方に参加いただいたことは主催者として、今後の活動に大きな励みを頂いた思いでした。

こうした社会情勢や女性を取り巻く環境の実態を直に聞く機会を設けた NPO 法人女性参画研究会・さがと佐賀県立男女共同参画センターの取り組みを多くの方が評価して下さり、嬉しく思っています。

今後ともこうした地道な活動を続けたいと考えています。講演下さった甲木京子さんに心から感謝申し上げます。(内田)



平成29年度「男女共同参画推進フォーラム」参加報告

平成29年度県民グループ派遣・招へい支援事業
独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)

平成29年度「男女共同参画推進フォーラム」派遣事業
派遣会員：山崎 和子、内野 さよ子、内田 信子、金子 瓊子

平成29年8月25日(金)から27日(日)まで、国立女性教育会館で開催された上記フォーラムにアバンセ県民グループ派遣・招へい支援事業の助成を受け、会員4名が参加しました。アバンセの方では、別途、事業全体の報告書が発行されますが、今回はワークショップの一部をご報告します。

タイトル：「検証と再考：地域における男女共同参画の推進」

運営団体：北京 JAC(世界女性会議ロビイングネットワーク)

日時：8月25日(金)15:30～17:30

会場：301 研修室

参加者：山崎 和子、金子 瓊子

【概要】まず北京 JAC 代表の船橋 邦子さんが総論を、続いて長年地域の男女共同参画の推進に取り組み、現在、内閣府男女共同参画重点方針専門調査会委員の小山内 世喜子さん（前青森県男女共同参画センター館長、一般社団法人男女共同参画地域みらいねっと代表理事）が全国的な情勢報告をされました。

また、地域の事例を地域コーカスから北京 JAC 新潟の笠原 美紀子さん、岡山県津山市の21net つやまの黒見 節子さんが報告。さらに会員の森田 登紀子さんから名古屋市について、山崎 和子も佐賀県の報告を行いました。

これらを受け、最後にコメンテーターの小山内 世喜子さんからコメントがありました。



山崎



船橋邦子さん

【総論】船橋 邦子さん

このワークショップは、地域の男女共同参画の推進についての検証と今後の課題を再考する場。22年前の北京世界女性会議から女性差別の解消、男女共同参画は果たしてどこまで進んだのか。何が実現でき何ができていないのか。できていないとすれば何が阻害要因なのかを地域から検証すること。もう一つは政府が前面に押し出している「女性活躍」は性別役割分担の解消に効果が出ているのかということへの問いかけ、さらには、「女性活躍」と「男女共同参画」の関係を検証することが大切。

*鹿嶋敬さん(元内閣府男女共同参画会議議員、一般財団法人女性労働協会会長)によれば、この二つの関係は「女性活躍は男女共同参画社会形成のプロセス」と位置づけられています。『男女平等は進化したか』新曜社、2017)

船橋さんはさらに、確かに女性活躍の指標の一つである女性管理職を増やすことは必要だが、政府の女性活躍政策の推進が構造的に再生産される性差別の解決につながるとは考えられない。むしろ女性差別が見えにくくなるのではないかと懸念さえされる。

男女共同参画局のホームページの資料から①全国の都道府県、市町村の男女共同参画推進の現状把握の指標とされている男女共同参画計画、条例、庁内の推進体制②女性の意志決定への参画を研究した内閣府男女共同参画局の調査データ、また、③活動拠点である男女共同参画センターも重要である。

その中でも全国の地方公共団体の男女共同参画計画の策定率は、人口1万人以下の町村の策定率が極めて低い状況にあり、審議会は2020年までに30%のかけ声によって最も達成した分野と言えるが、法律・政令・条例に基づく審議会で30%に達した自治体は無

く、政策に影響を及ぼすような審議会には女性は少ない。また大都市と地方の地域格差が大きいこと、大都市以外で政策が進んでいるのは鳥取、滋賀、三重県などであり、トップである知事の政治的意志と深く関係していることは興味深い。

【コメント】小山内 世喜子

自治体、大企業等は動き出しているように思える。全国の自治体では男女共同参画担当課の名称が「女性活躍推進課」等に変更されたところもあり、男女共同参画社会形成のプロセスの一つである「女性活躍」が、男女共同参画担当課の最終目的のようになっている自治体もある。これも、職員が2～3年で異動する等の弊害であり、担当部局職員の男女共同参画に対する理解力が問われる。

一方、男女共同参画推進の拠点施設である男女共同参画センターはどうだろうか。

平成28年度現在、全国に383施設ある。都道府県レベルでは宮城県、山口県を除く全県が設置（設置率約96%）、政令指定都市の設置率は100%。市町村（政令指定都市含む）は整備率約17%である。指定管理者が運営主体となっている割合は都道府県約8%、政令指定都市は約67%、市町村は約19%であり、予算規模が比較的大きい施設程、運営主体は指定管理者が多い。

国の第4次男女共同参画基本計画は「男女共同参画センターは男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場」と位置付けていることから、「ジェンダー視点を踏まえた実践的プログラムを提供しながら、すべての女性の活躍を図る」のが役割と考えられる。しかし、指定管理者制度が抱える問題や予算削減に伴う職員の研修機会の減少などから、その役割を果たせているか危惧するところである。

指定管理者の多くは設置者の仕様書に基づいて事業計画を立て、県の承認を得て事業を実施している。その他に自主事業（委託事業、助成金の活用。受益者負担等で実施）として事業を展開する際にも、設置者との協議が必要であり、たとえ社会的ニーズが高くて、県の承認が必要となる。

女性が抱えている課題が実は「社会構造の問題」であることを認識し、人権問題、ジェンダー格差問題、貧



左から内田、内野、山崎、金子

困問題に取り組みたいと考えても、委託元の担当課が男女共同参画の視点を持ち、取り組もうという意志がなければ難しい。意識が高いセンター職員ほど自治体とのやり取りに日々疲弊してしまう。

指定管理者側には、男女共同参画の視点を取り入れた具体的なプログラム内容を構築できる力量に加え、自治体を説得できる論理的思考と、戦略も必要とされる。

現在は、産業構造が変化し私たちの生活や環境も変化している。「保育園落ちた。日本死ね」のツイッターが政治を動かしたように、長く男女共同参画社会づくりに携わっている私たちも社会を変える新しいツールを活用できることが大事である。

そして、若い世代に、それぞれが抱える生き難さの背景にはジェンダーの問題があり、その当事者であることを具体的に伝えていく必要がある。学ぶことで、気づき、一人ひとりの自己効力感が高まり、行動につながっていく。

そして、自治体、男女共同参画センター、NGO・NPO、市民、議員などの推進の担い手たちは、それぞれの「つよみ」や「機能」を生かしながら連携・つながることで、力を増し、主体的な行動につながっていくとまとめられました。（山崎）

編集後記

11月下旬、会員の岩尾幸代さんの訃報に接しました。葬儀、お別れの会で紹介された彼女の生前の多くの活動に参加者みな、改めて感心したところです。

彼女とは、住まい近くのスーパーで夕方ばかり会い、小一時間、共同参画活動について話したことがありました。

ご冥福をお祈りします。(Y)